
*
* 令和 8 年度 第 4 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和8年度 第4回高梁市農業委員会総会議事録

1. 令和8年7月10日 午後 3時30分 招集
2. 令和8年7月10日 午後 3時25分 開会
3. 令和8年7月10日 午後 5時00分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 課長補佐	中 藤 宏 和 金 本 祥 也 村 上 彰 宏	主 事	伊 藤 舞 優		

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第14号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件	許 可
		第15号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第16号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件	許 可
		第17号	農用地利用集積等促進計画の決定について	5件	決 定
		第18号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について	1件	決 定
		第19号	高粱農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第20号	有漢農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第21号	川上農業振興地域整備計画の変更について		適 当
8		署 名 委 員			
			7番 小 物 博 子		
			8番 小 野 昌 道		
9		議 事 の 内 容			
		令和8年度 第4回高粱市農業委員会総会議事録			
		令和8年7月10日（金） 高粱市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 8 年度第 4 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。7 番小物委員と 8 番小野委員を指名いたします。 議事に入る前に、報告させていただきます。本日議案としておりました議案第 14 号 24 番について、申請者から取り下げの申し出がありましたので、本日の議案からは除外させていただきます。 それでは、議事に入ります。「議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。21 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 14 号 21 番朗読説明 － 21 番は、譲受人が譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地は、畑 1 筆 227 ㎡です。譲受人の通作距離は 50 m 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書を提出していただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 20 万円です。 この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離については、取得する空き家から算出しております。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については 6 月 30 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山元委員	申請地は現在休耕中ではありますが、容易に耕作を始められるような農地であり、問題ないと考えます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。21 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、21 番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、22 番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第 14 号 22 番朗読説明 － 22 番は、譲受人が譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 273 ㎡です。譲受人の通作距離は 10 m 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書を提出していただいております。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 2 万 5 千円です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、7 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、

議 長 渡邊委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	で、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 自宅近傍ということに加え、家庭菜園をされていますので、連作障害対策という面からも有効に活用され得る農地であります。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。２２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、２２番については許可とすることに決定しました。 次に、２３番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第１４号２３番朗読説明 － ２３番は、譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆２６７㎡です。譲受人の通作距離は３１km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は無償です。 この案件につきましては、申請農地が元々譲受人の夫の親の所有であったものが、事情により親族である譲渡人の所有になっていたものを、この度両者の話し合いで元の所有者の家に戻すものです。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、７月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野（昌）委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現在も耕作中であり、特段の問題はないと考えます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。２３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、２３番については許可とすることに決定しました。 次に、２５番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第１４号２５番朗読説明 － ２５番は、譲受人が譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆１，７０３㎡及び、畑１筆１２３㎡の合計３筆で１，８２６㎡です。譲受人の通作距離は３０km以内、耕作面積は６，０００㎡、家族２人中耕作人は２人です。対価は無償です。 この案件につきましては、譲受人の実家が近所にあり、申請農地を借りて耕作していた中で、譲渡人から譲り受けの申し出があり、両者の話し合いで無償での所有権移転となったものです。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さ

議 長 福武委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	らに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、6月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 畑については現在耕作中であり、田についても隣接地であることから十分に管理可能とみております。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。25番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、25番については許可とすることに決定しました。 次に、26番について事務局から説明をお願いします。
議 長 渡邊委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	－ 議案第14号26番朗読説明 － 26番は、譲受人が譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆627㎡です。譲受人の通作距離は0m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り48万円です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、7月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 通作距離からも分かるように、隣接する農地であり、今後は野菜畑として活用する意向を聞いております。今後、農地として適正に管理されるものと考えます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。26番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、26番については許可とすることに決定しました。 次に、27番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第14号27番朗読説明 － 27番は、譲受人が譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆214㎡です。譲受人の通作距離は5m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族2人中耕作人は1人、対価は、10アール当り50万円です。

議 長 伊達委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	この案件につきましては、空き家取得に伴うものであり、通作距離については、取得する空き家、下谷町５１８３－２から算出しております。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、７月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 取得空き家に隣接する農地であり、容易に管理可能であるとみております。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。２７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、２７番については許可とすることに決定しました。 次に、２８番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１４号２８番朗読説明 － ２８番は、譲受人が譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆２，３４５㎡及び畑２筆１，６２３㎡の合計４筆で３，９６８㎡です。譲受人の通作距離は５．８km以内、耕作面積は３５，８１３㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は、１０アール当り１０万円です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については、７月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページから１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 三村委員 議 長 議 長 中藤局長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 １筆を除き休耕中ではありますが、今後の管理は十分可能であると考えます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。２８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、２８番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第１５号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。３番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１５号３番朗読説明 －

議 長	りますので良いことと考えます。
議 長	現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。7番及び8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、7番及び8番については許可とすることに決定しました。
金本書記	続きまして、「議案第17号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。 それでは、3ページをご覧ください。議案第17号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。 公告日は令和8年8月7日、利用権の設定を受ける者は2名、利用権の設定をする者は5名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は11,438㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書に基づいて、議案第17号1番から5番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、1番から5番について何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番から5番について採決を採ります。1番から5番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から5番については決定しました。 続きまして、「議案第18号 高梁市農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。
金本書記	それでは、4ページをご覧ください。議案第18号 高梁市農用地利用集積等促進計画作成の要請についてご説明いたします。 公告日は令和8年8月7日、利用権の設定を受ける者は1名、利用権の設定をする者は1名、利用権の設定をする件数は1件、利用権設定面積は3,664㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書に基づいて、議案第18号1番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、1番について何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番については決定しました。 続きまして、「議案第19号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番から4番について説明をお願いします。
伊藤主事	－ 議案第19号朗読説明 － それでは、18ページをご覧ください。議案第19号 高梁農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。農用地区域への編入3件、除外1件の申し出があります。

議 長 中曾委員 村上補佐 議 長 議 長 伊藤主事	関連がありますので、編入の１番から３番についてまとめて説明します。変更事由ですが、中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。土地は、１番が田２筆１，３８５㎡、２番が田１筆１，６８５㎡、３番が田５筆３，７７４㎡です。２１，２２ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。 続いて、除外の４番について説明します。変更事由ですが、現在、墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため移設を希望するものです。農地以外の土地、農振農用地以外で土地を探しましたが、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近のうち、駅からおおむね３００ｍ以内であり第３種農地に該当する対象農地を選択し、整備するものです。申出地は、東側：道路 西側：宅地 南側：畑 北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑２筆４４㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設で、事業計画の時期は令和８年１１月頃です。農業投資、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項第１号から第６号の要件を満たしており、特段問題ははありません。農地転用の確実性については、令和８年６月１６日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法第５条第１項による許可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。２３ページに位置図と公図、２４ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。 それでは、１番から４番について発言をお願いします。 編入について、耕作者に関する情報は記載されないのでしょうか。農振地域に編入する以上、継続的な管理が強く望まれるところ、所有者の住所から見ると、耕作者は別のようなので。何歳ぐらいの方が管理されるのかとかが分かれば判断がしやすい。 現状では耕作者に関する記載はありませんが、次回以降に向けて検討いたします。 他にありますか。なければ１番から４番について採決を採ります。１番から４番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、１番から４番については適当であると答申することに決定しました。 続きまして、「議案第２０号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、１番から３番について説明をお願いします。 － 議案第２０号朗読説明 － それでは、１９ページをご覧ください。議案第２０号 有漢農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。農用地区域への編入１件、除外２件の申し出があります。 編入の１番について説明します。変更事由ですが、中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。土地は、田１筆２９８㎡です。２５ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。 続いて、除外の２番について説明します。変更事由ですが、現在、墓地が菩提寺の墓苑にあるが、一身上の都合により引き上げるようになったため、移設を希望するものです。農地以外の土地、農振農用地以外で土地を探しましたが、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択し、整備するものです。申出地は、東側：宅地 西側：道路 南側：畑 北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、
--	---

	畑 1 筆 1 9 m²です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設で、事業計画の時期は令和 8 年 1 1 月頃です。農業投資、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の要件を満たしており、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和 8 年 6 月 1 6 日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法第 5 条第 1 項による許可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。2 6 ページに位置図と公図、2 7 ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。 続いて、除外の 3 番について説明します。変更事由ですが、現在、墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため移設を希望するものです。農地以外の土地、農振農用地以外で土地を探しましたが、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択し、整備するものです。申出地は、東側：宅地 西側：畑 南側：畑 北側：田に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田 1 筆 2 0 m²です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設で、事業計画の時期は令和 8 年 1 2 月頃です。農業投資、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の要件を満たしており、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和 8 年 6 月 1 6 日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法第 5 条第 1 項による許可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。2 8 ページに位置図と公図、2 9 ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。
議 長	それでは、1 番から 3 番について発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
	なしとの声がありました。1 番から 3 番について採決を採ります。1 番から 3 番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、1 番から 3 番については適当であると答申することに決定しました。
	続きまして、「議案第 2 1 号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1 番について説明をお願いします。
伊藤主事	－ 議案第 2 1 号朗読説明 － それでは、2 0 ページをご覧ください。議案第 2 1 号 川上農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。農用地区域からの除外 1 件の申し出があります。 除外の 1 番について説明します。変更事由ですが、現在、墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため移設を希望するものです。農地以外の土地、農振農用地以外で土地を探しましたが、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択し、整備するものです。申出地は、南北に細長い地形をしており、耕作条件として不利な地形であり、現在も耕作をしていない箇所であります。また、集積にも適しておりませぬ。開発計画の概要です。土地は、畑 1 筆 4 7 m²です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設で、事業計画の時期は令和 9 年 2 月頃です。農業投資、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の要件を満たしており、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和 8 年 6 月 1 6 日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法第 5 条第 1 項による許可見込みです。以上が許可

議 長	基 準 か ら み た 検 討 結 果 で す 。 3 0 ペ ー ジ に 位 置 図 と 公 図 、 3 1 ペ ー ジ に 土 地 利 用 計 画 図 、 現 地 写 真 を 掲 載 し て い ま す 。
議 長	そ れ で は 、 1 番 に つ い て 発 言 を お 願 い し ま す 。 (「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り 。)
議 長	な し と の 声 が あ り ま し た 。 1 番 に つ い て 採 決 を 採 り ま す 。 1 番 に つ い て 適 当 で あ る と 答 申 す る こ と に 賛 成 の 委 員 の 挙 手 を 求 め ま す 。 (挙 手 全 員) 挙 手 全 員 で す の で 、 1 番 に つ い て は 適 当 で あ る と 答 申 す る こ と に 決 定 し ま し た 。 以 上 で 、 本 日 の 議 案 の 審 議 は す べ て 終 了 し ま し た 。 そ れ で は 以 上 を も ち ま し て 、 令 和 8 年 度 第 4 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 を 閉 会 し ま す 。
	令 和 8 年 7 月 1 0 日
	会 長 土 岐 康 夫
	7 番 小 物 博 子
	8 番 小 野 昌 道